

高岡市教育委員会 11 月臨時会議事日程

日時：令和 7 年 11 月 19 日（水）

場所：高岡市役所 8 階 801 会議室

日程第 1 議案第 20 号 高岡市立高陵小学校の位置変更について

日程第 2 議案第 21 号 高岡市教育総合支援センターの設置について

日程第1

議案第 20 号

高岡市立高陵小学校の位置変更について

高岡市立高陵小学校の位置を下記のとおり変更する。

令和 7 年 11 月 19 日提出

高岡市教育委員会教育長 近藤 智久

記

1 名称及び位置

高岡市立高陵小学校 高岡市高陵町 4 番 1 号

2 時期

令和 8 年 4 月 1 日

日程第2

議案第 21 号

高岡市教育総合支援センターの設置について

高岡市教育総合支援センターを下記のとおり設置する。

令和 7 年 11 月 19 日提出

高岡市教育委員会教育長 近藤 智久

記

1 名称及び位置

高岡市教育総合支援センター 高岡市本町 12 番 1 号

2 設置時期

令和 8 年 3 月 31 日をもって高岡市教育センターを廃止とし、令和 8 年 4 月 1 日から高岡市教育総合支援センターを設置する。

令和7年11月19日
教育総務課

11月臨時教育委員会提出議案第21号の概要

近年、学校現場で増加している、不登校児童生徒、外国人児童生徒、特別支援教育が必要な児童生徒に対する支援機能を集約し、個別支援や集団での活動、各種相談対応などを行う「高岡市教育総合支援センター」の令和8年度設置に向け、条例を制定するもの。

併せて高岡市教育センター条例を廃止する。

- | | |
|---------------|---|
| 1 目的 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、高岡市立学校の教育の振興に資するとともに、多様化する教育課題に対応しながら、こどもたちの健やかな成長と自立を支えるための総合的な支援を行うため、高岡市教育総合支援センターを設置する。 |
| 2 場所 | 高岡市本町12番1号（旧平米小学校） |
| 3 事業内容 | (1) 教職員の研修に関すること。
(2) 教育の研究調査に関すること。
(3) 不登校等教育支援に関すること。
(4) 就学相談等特別支援に関すること。
(5) 外国人児童生徒支援に関すること。
(6) 教材及び資料の作成及び利用に関すること。
(7) 前各号に掲げるもののほか、教育の振興に関すること。 |
| 4 施行日 | 令和8年4月1日 |